

令和 8 年 3 月
令和 8 年 第 2 回 栃 木 市 議 会 定 例 会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 2号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
議案第 8号	令和8年度栃木市一般会計予算	別冊
議案第 9号	令和8年度栃木市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第10号	令和8年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第11号	令和8年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	別冊
議案第12号	令和8年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算	別冊
議案第13号	令和8年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計予算	別冊
議案第14号	令和8年度栃木市平川産業団地特別会計予算	別冊
議案第15号	令和8年度栃木市水道事業会計予算	別冊
議案第16号	令和8年度栃木市下水道事業会計予算	別冊
議案第17号	令和7年度栃木市一般会計補正予算（第8号）	別冊
議案第18号	令和7年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第19号	令和7年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第20号	令和7年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）	別冊
議案第21号	令和7年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第22号	令和7年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第23号	栃木市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	5
議案第24号	栃木市再生可能エネルギー普及促進基金条例の 一部を改正する条例の制定について	23
議案第25号	栃木市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案第26号	栃木市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	28
議案第27号	栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び 栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	30
議案第28号	栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	37
議案第29号	栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	39
議案第30号	栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例及び 栃木市皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校舎等利用事業者審査委員会条例の	

	一部を改正する条例の制定について……………	41
議案第31号	栃木市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………	43
議案第32号	栃木市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の 縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	49
議案第33号	栃木市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について……………	51
議案第34号	栃木市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について……………	54
議案第35号	栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	56
議案第36号	栃木市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について……………	63
議案第37号	栃木市赤ちゃん誕生祝金条例の一部を改正する条例の制定について……………	66
議案第38号	栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	68
議案第39号	栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	70
議案第40号	栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	72
議案第41号	栃木市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について……………	74
議案第42号	栃木市下水道条例の一部を改正する条例の制定について……………	76
議案第43号	栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について……………	78
議案第44号	栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の 一部を改正する条例の制定について……………	80
議案第45号	栃木市定住自立圏形成方針の変更について……………	82
議案第46号	工事請負契約の締結について（今泉泉川線跨線橋下部（A1）工事）……………	94
議案第47号	市道路線の認定について……………	95
議案第48号	市道路線の廃止及び変更について……………	97
議案第49号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	98
議案第50号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて……………	99
議案第51号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて……………	100
議案第52号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて……………	101
議案第53号	監査委員の選任につき同意を求めることについて……………	102
議案第54号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて……………	103
議案第55号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	104

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和8年2月20日提出

栃木市長 大川 秀子

専決第 3号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

専決第 4号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

専決第 5号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和8年1月26日

栃木市長 大川 秀子

令和7年10月31日、栃木市箱森町地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木県

2 損害賠償の額

248,600円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和8年1月29日

栃木市長 大川 秀子

令和5年4月1日に発令した職員の昇格に関し、職員1名に対する昇格が漏れたことによる遅延損害金の発生について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市職員

2 損害賠償の額

17,402円

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和8年1月29日

栃木市長 大川 秀子

令和7年11月4日、栃木市万町地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市沼和田町地内居住者

2 損害賠償の額

80,616円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

栃木市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

栃木市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 20 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条

の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。)が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者(法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同

じ。) から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供

する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向

上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意につい

ては、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付費認定保護者に対し、当該乳児等支援給付費認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付費認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容

- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはな

らない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であつ

た者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又

はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村か

ら指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識

することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたフ

ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承

諾をした場合は、この限りでない。

- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

栃木市再生可能エネルギー普及促進基金条例の一部を改正する
条例の制定について

栃木市再生可能エネルギー普及促進基金条例の一部を改正する条例を次の
ように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 20 日 提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市再生可能エネルギー普及促進基金条例の一部を改正する
条例

栃木市再生可能エネルギー普及促進基金条例（平成25年栃木市条例第46号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

栃木市地球温暖化対策基金条例

第1条中「再生可能エネルギーの普及を促進する」を「地球温暖化対策を推進する」に、「普及促進事業」を「地球温暖化対策推進事業」に、「栃木市再生可能エネルギー普及促進基金」を「栃木市地球温暖化対策基金」に改める。

第2条中「基金は、」の次に「指定の寄附金及び」を加え、「及び予算」を「並びに一般会計歳入歳出予算」に改める。

第6条中「普及促進事業」を「地球温暖化対策推進事業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 2 0 日 提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市行政手続条例の一部を改正する条例

栃木市行政手続条例（平成22年栃木市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「参加人」と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の栃木市行政手続条例（以下「改正後の条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の条例第22条第3項及び第29条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後に行う通知について適用し、同日前に行った通知については、なお従前の例による。

栃木市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

栃木市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条
例を次のように制定するものとする。

令和8年2月20日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を
改正する条例

栃木市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成22年栃木市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条第3項」の次に「及び第4項」を、「除く」の次に「。以下同じ」を、「効果」の次に「並びに職員の失職の特例」を加える。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（失職の特例）

第5条 任命権者は、拘禁刑以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、当該職員がその職を失わないものとするができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員が、その刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その取消しの日にその職を失う。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び栃木市
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び栃木市職員の育児
休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 2 0 日 提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び栃木市
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成22年栃木市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「職員が、規則の定めるところにより、その子」を「子」に、「以下この条及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）」を「第15条及び第18条の2第1項第3号を除き、以下同じ。）のある職員が、当該子」に改め、「除き」の次に「、規則の定めるところにより」を加え、同項第1号中「子のある職員」を「子」に改め、同項第2号中「子のある職員であって、規則で定めるもの」を「子」に改め、同条第2項中「職員が、規則の定めるところにより、その子」を「子」に、「以下この条及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）を養育」を「第15条及び第18条の2第1項第3号を除き、以下同じ。）」に、「要介護者のある職員が、規則の定めるところにより、」を「要介護者」と、「当該子を養育」とあるのは「」に改める。

第13条第1項中「とする」を「とし、その期間は、規則で定める」に改め、同条第2項から第9項までを削る。

第14条中「別表第1で定める休暇とする」を「規則で定める場合における休暇とし、その期間は、規則で定める」に改める。

第15条第1項中「配偶者等」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、

子、配偶者の父母その他規則で定める者（第18条の3第1項において「配偶者等」という。）」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第15条の2第3項中「前条第4項」を「前条第3項」に改める。

第18条の次に次の3条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、栃木市職員の育児休業等に関する条例（平成22年栃木市条例第42号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 栃木市職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号におい

て「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)

第18条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

別表第1及び別表第2を削る。

(栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 栃木市職員の育児休業等に関する条例（平成22年栃木市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第12条中「規則で定める育児短時間勤務承認請求書」を「規則の定めるところ」に改める。

第21条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「を除く」の次に「。以下同じ」を加える。

第22条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第22条第2項中「別表第1の11の項に掲げる原因に基づく特別休暇」を「第14条の特別休暇のうち規則で定めるもの」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に、「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項に」を「第61条の2第20項の」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲

げの場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき
当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの

子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第23条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第24条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第24条 育児休業法第19条第6項において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたこととする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(栃木市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

2 栃木市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年栃木市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「別表第1の9の項又は10の項の休暇」を「第14条に規定する特別休暇のうち規則で定めるもの」に改める。

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月20日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成22年栃木市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月20日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成22年栃木市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中

「
360,000 〃
」を「
480,000 〃
」に

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例及び栃木市皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校舎等利用事業者審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例及び栃木市皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校舎等利用事業者審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 20 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例及び栃木市皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校舎等利用事業者審査委員会条例の一部を改正する条例

(栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例の一部改正)

第1条 栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例（平成22年栃木市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総務人事課」を「人事課」に改める。

(栃木市皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校舎等利用事業者審査委員会条例の一部改正)

第2条 栃木市皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校舎等利用事業者審査委員会条例（令和7年栃木市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第9条中「行財政改革推進課」を「総合政策課」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

栃木市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

栃木市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定
するものとする。

令和 8 年 2 月 2 0 日 提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(栃木市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 栃木市職員の給与に関する条例（平成22年栃木市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「管理職手当」の次に「、初任給調整手当」を加える。

第7条の2の次に次の1条を加える。

(初任給調整手当)

第7条の3 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他規則で定める職員にあつては、規則で定める額）並びにこれに第9条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に1.2を乗じ、その額を休暇等条例第2条第1項に規定する勤務時間に5.2を乗じて得たもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、初任給調整手当を支給する。

2 初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額

との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条第2項第1号中「第5項」を「第6項」に改め、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66, 400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同条第3項第1号中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「最初の月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「額及び」を「額、」に、「合計額)の」を「合計額)及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。

第1号及び第9項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の

区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

第17条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第17条の4第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

(栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年栃

木市条例第231号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「管理職手当」の次に「、初任給調整手当」を加える。

第4条の次に次の1条を加える。

(初任給調整手当)

第4条の2 初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他管理者が定める職員にあつては、管理者が定める額)並びにこれに地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に1.2を乗じ、その額を栃木市水道事業及び下水道事業就業規程(平成22年栃木市企業管理規程第4号)第6条に規定する勤務時間に1.2を乗じて得たもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(令和4年栃木市条例第37号)を次のように改正する。

附則第3条中「（以下「新給与条例」という。）」を削る。

附則第4条第4項から第6項までの規定中「新給与条例」を「栃木市職員の給与に関する条例」に改め、同条第7項中「、第5項、第7項」及び「並びに新給与条例第4条第4項及び第6項の規定」を削る。

栃木市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査
結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

栃木市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧
等の手続に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとす
る。

令和 8 年 2 月 2 0 日 提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査
結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

栃木市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧
等の手続に関する条例（平成26年栃木市条例第6号）の一部を次のように
改正する。

第2条中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第
300号）第5条第1項」を「法第8条第1項」に、「ごみ処理施設のうち
焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場」を「一般廃棄
物処理施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

栃木市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する
ものとする。

令和 8 年 2 月 20 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

栃木市老人福祉センター条例（平成22年栃木市条例第143号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

栃木市老人福祉センター 一長寿園	(1) 木曜日 (2) 祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む。以下同じ。）（敬老の日は除く。）。 ただし、その日が日曜日又は木曜日に当たるときは、その翌日
栃木市老人福祉センター 一福寿園	(3) 敬老の日の翌日 (4) 12月29日から翌年1月3日までの日

を

「

栃木市老人福祉センター 一長寿園	(1) 木曜日 (2) 祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む。以下同じ。）（敬老の日は除く。）。 ただし、その日が日曜日又は木曜日に当たるときは、その翌日
---------------------	---

に

	(3) 敬老の日の翌日 (4) 12月29日から翌年1月3日までの日
栃木市老人福祉センター 一福寿園	(1) 日曜日 (2) 祝日（敬老の日は除く。） (3) 敬老の日の翌日 (4) 12月29日から翌年1月3日までの日

」

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

栃木市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月20日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

栃木市敬老祝金支給条例（平成22年栃木市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表100歳の誕生日を迎える者の項中「100,000円」を「50,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の栃木市敬老祝金支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給する敬老祝金から適用し、同日前の敬老祝金に係る支給については、なお従前の例による。

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 2 0 日 提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例

栃木市介護保険条例（平成22年栃木市条例第157号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第16条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村（特別区を含む。以下同じ。）に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされる者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の

3 第1項又は第36条の規定」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定による特別控除」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法

(昭和32年法律第26号)の規定による特別控除」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定)とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定による特別控除」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第17条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされる者を含む。）
- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
 - ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
 - イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合
 - ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除し

て得た額が65万円から令和7年給与所得控除額（同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。以下同じ。）を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が65万円から令和7年給与所得控除額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条

第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

栃木市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市遺児手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月20日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市遺児手当支給条例の一部を改正する条例

栃木市遺児手当支給条例（平成22年栃木市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「義務教育終了前（15歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続いて中学校又は特別支援学校の中学部に在学する場合にはその在学する間を含む。）の者」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の栃木市遺児手当支給条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定による認定（旧条例第2条に規定する児童のうち15歳に達した日の属する学年の末日以後引き続いて中学校又は特別支援学校の中学部に在学する者（以下「改正前の児童」という。）に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は旧条例第7条第1項の規定による手当の額の改定の認定を受けた者に対する当該改正前の児童に係る手当の支給については、なお従前の例による。

（支給期間の特例）

- 3 次の各号のいずれにも該当する者（以下「特例対象児童」という。）を監護し、若しくは養育する者又は特例対象児童であつて、旧条例の規定に

より当該特例対象児童に係る手当の支給を受けたことがあるものが、施行日から令和8年4月30日までに、この条例による改正後の栃木市遺児手当支給条例（以下「新条例」という。）第5条の規定による認定の請求（当該特例対象児童に係るものに限る。以下同じ。）又は新条例第7条第1項の規定による手当の額の改定の請求をしたときは、新条例第6条第1項及び第7条第1項の規定にかかわらず、これらの請求に係る手当の支給又は手当の額の改定については、その請求をした月から行うものとする。

- (1) 新条例第2条第1項に規定する児童のうち、平成23年4月1日以前に出生した者
- (2) 新条例第3条第2項各号のいずれにも該当しない者

栃木市赤ちゃん誕生祝金条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

栃木市赤ちゃん誕生祝金条例の一部を改正する条例を次のように制定する
ものとする。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市赤ちゃん誕生祝金条例の一部を改正する条例

栃木市赤ちゃん誕生祝金条例（平成23年栃木市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「1子以上の」を削り、「養育し、出産した者」を「出産し、及び養育する者」に改める。

第4条中「次のとおり」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条第1号中「第2子」を「第1子及び第2子」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月20日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年栃木市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長」を加える。

附則第2項中「令和8年3月31日までの」を「令和11年3月31日までの」に、「令和8年3月31日までに」を「市がその者の研修計画を定めた上で、その研修計画を定めた日の属する年度の末日までに当該研修を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 2 0 日 提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年栃木市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条（見出しを含む。）並びに第9条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第12条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第15条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに乳児等通園支援事業」を「その他」に改める。

第17条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第19条第3項中「に係る利用定員」を「に係る利用定員（子ども・子育て支援法第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」に改める。

第25条後段を削る。

第26条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定するものとする。

令和8年2月20日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例

栃木市公園有料公園施設に関する条例（平成22年栃木市条例第192号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1 栃木市総合運動公園の部(1) 総合体育館の項中

「

フェンシング	器具一式 340円
--------	-----------

を
」

「

フェンシング	器具一式 340円
運動マット	1枚につき 20円

に
」

改め、同項備考6中「使用料（）」の次に「運動マット及び」を加える。

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

栃木市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 2 0 日 提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市水道事業給水条例の一部を改正する条例

栃木市水道事業給水条例（平成22年栃木市条例第232号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下同じ。）又は他の市町村長が同項の指定をした者（以下「他市町村指定給水装置工事事業者」という。）が給水装置工事の設計及び工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第8条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「（他市町村指定給水装置工事事業者を含む。以下同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 2 0 日 提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市下水道条例の一部を改正する条例

栃木市下水道条例（平成22年栃木市条例第193号）の一部を次のように改正する。

第6条中「が専属する」を「を選任する」に、「指定したもの」を「指定した者」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）が指定した者が排水設備等の新設等の工事を
行う必要があると認めるときは、この限りでない。

第31条第1項第4号中「（昭和27年法律第292号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例（平成22年栃木市条例第195号）の一部を次のように改正する。

第6条中「の規定する」を「に規定する」に改め、「指定工事店」の次に「（同条ただし書の規定により排水設備等の新設等の工事を行う者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の一部を改正する条
例の制定について

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のよ
うに制定するものとする。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例（令和7年栃木市条例第60号）
の一部を次のように改正する。

附則ただし書中「令和8年3月1日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市定住自立圏形成方針の変更について

栃木市定住自立圏形成方針を次のとおり変更することについて、栃木市議会の議決すべき事件を定める条例（平成 2 7 年栃木市条例第 3 3 号）の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市定住自立圏形成方針

本市は、旧栃木市の区域（以下「中心地域」という。）並びに旧大平町、旧藤岡町、旧都賀町、旧西方町及び旧岩舟町の区域（以下「近隣地域」という。）で形成する「栃木市定住自立圏」（以下「圏域」という。）に関し、次の方針を策定する。

（目的）

第1条 この方針は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った本市において、旧1市5町による定住自立圏を形成するとともに、暮らしに必要な生活機能を「集約とネットワーク」により圏域全体で確保し、圏域のどこでも誰でも安心して「定住」できる環境を整備し、各地域の特色を生かしつつ、圏域全体の均衡ある発展を目指すことを目的とする。

（基本方針）

第2条 前条の目的を達成するために、本市は、栃木市総合計画の下、次に掲げる政策分野について、中心地域や近隣地域の特色を生かした相互連携と機能分担を行い、圏域全体の活性化を図るものとする。

- (1) 生活機能の強化
- (2) 結びつきやネットワークの強化
- (3) 資源制約に対応するための圏域マネジメント等

（連携する具体的な事項）

第3条 前条の基本方針に基づく、相互連携や機能分担を行う内容は、次の各号に掲げるものとし、その取組の内容及び当該取組における中心地域と

近隣地域の機能は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 生活機能の強化

ア 医療

(ア) 医療体制の充実

a 取組の内容

急性期から回復期、在宅医療に至るまで、各医療ステージにおける切れ目のない医療提供体制（地域完結型医療提供体制）の充実を目指す。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、圏域医療の中核となる病院が開業医（かかりつけ医）や他の病院、福祉介護施設等との連携強化を通して患者情報の共有化を図り、地域医療の中核施設として、地域が一体となった医療や療養環境づくりを目指すとともに、急患センターや病院群輪番制病院等の設置により休日及び夜間の診療体制を確保する。

(b) 近隣地域においては、地域の医療機関が中心地域の中核病院等と連携を図り、地域医療体制を維持する。

イ 福祉

(ア) 総合的な福祉の推進

a 取組の内容

(a) 支援を必要とする方々の多様なニーズに応じた細やかな福祉サービスの提供を図る。

(b) 様々な主体による福祉の取組が積極的に進められ地域で支え合い助け合うことのできる環境を整える。

(c) 若い世代が安心して結婚・妊娠・出産・育児ができる環境を整備する。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、市と社会福祉協議会、その他関係機関が連携を図り、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するとともに、妊産婦に対するサポートや、こども医療費助成等子育てに係る経済的負担の軽減に努め、妊娠出産・子育て支援、子育て環境の充実を図る。

(b) 近隣地域においては、包括的な支援体制の役割分担の下、自治会や地区社会福祉協議会の活動の活性化を図るとともに、保育事業や子育て支援センター等の子育て支援体制の充実を図る。

ウ 教育

(7) 教育環境の充実

a 取組の内容

(a) だれもが生きがいをもって、心身ともに学び成長できる環境の充実を図る。

(b) 市民が互いに絆を結び、未来を拓く「生きる力」をもった子どもたちを育て、ふるさとを誇れる人づくりやまちづくりを推進する。

(c) 多様な人々と協働して課題を解決できる子どもを育む環境の充実を図る。

b 機能分担

(a) 市内小中学校において、児童生徒に確かな学力、豊かな心、健康やかな体を育む教育やコミュニケーション能力の向上等を目指し

たグローバル教育の充実、学校施設の改修等の推進を図る。

- (b) 圏域全体において、“地域ぐるみで子どもたちの「生きる力」を育むこと”を核として、学校、家庭、地域及び行政との連携・協働により、地域社会が一体となった総合的な教育環境の充実を図る。

(イ) 文化の振興

a 取組の内容

- (a) 文化活動団体の支援や文化の伝承者の育成により、地域の特色ある歴史文化の継承及び発展を図る。
- (b) 文化芸術にふれる機会の拡充や文化施設の整備等により、文化芸術に親しむ環境を整える。
- (c) 文化財をはじめとする歴史的文化遺産を保護するとともに、地域資源として活用を図る。

b 機能分担

- (a) 中心地域においては、蔵の街並みに代表される歴史的建造物や歴史的文化遺産の調査、研究及び保存の推進を図るとともに、観光資源としての活用を図る。
- (b) 近隣地域においては、地域の優れた歴史文化の振興を図るとともに、次世代へ引き継ぐべき財産となる文化財の保全に努める。

エ 産業振興

(ア) 農林業の振興

a 取組の内容

- (a) 農業生産基盤の充実、多様な担い手の育成支援、特色ある農産物の生産販売体制の強化、強い農業・稼げる農業への転換の支援

等により農業の経営基盤の充実を図る。

- (b) 地域ブランドの産地化、観光等との連携、体験型グリーンツーリズムの推進、安全安心で新鮮な農産物の提供、双方向型農業の推進等により特色ある農林業の展開を図る。

b 機能分担

- (a) 中心地域においては、優良農地の適切な保全、かんがい排水施設の保全整備促進、地域の中心となる経営体の育成及び農地の集積、農産物の販売流通体制の多様化、新規就農者の育成確保、販売体制の拡充を図る。

- (b) 近隣地域においては、地域の特性に合わせ優良農地の適切な保全、かんがい排水施設の保全整備促進、地域の中心となる経営体の育成及び農地の集積、農産物の販売流通体制の多様化、新規就農者の育成確保、地域の特色を生かした農産物の振興を図る。

(イ) 商工業の振興

a 取組の内容

- (a) まちの魅力や市民生活の利便性の向上に資する商業機能の再生や活性化を図る。
- (b) まちの活力を生み出す経済的基盤として工業全体の競争力の強化を図る。

b 機能分担

- (a) 中心地域においては、空き店舗対策の推進、商工団体との連携強化、起業支援や事業承継支援により、商業拠点としての商店街の活性化支援等を図るとともに、競争力の高い工業機能の強化を図る。中小企業に対しては、金融機関等との連携による融資制度

の充実、事業所の設備投資や経営体質強化の促進等を図る。

- (b) 近隣地域においては、空き店舗対策の推進、商工団体との連携強化、起業支援や事業承継支援により、商業機能の維持及び充実を図るとともに、競争力の高い工業機能の強化を図る。中小企業に対しては、金融機関等との連携による融資制度の充実、事業所の設備投資や経営体質強化の促進等を図る。

(ウ) 雇用の創出

a 取組の内容

地域経済が活性化され、多様な働き方が選択でき、人々が生き生きと働くことができる環境を整える。

b 機能分担

- (a) 中心地域においては、栃木インター産業団地の整備に努めるとともに、既存企業の定着化等を図る。

- (b) 近隣地域においては、平川産業団地、佐野藤岡インターチェンジ周辺、国道50号周辺、都賀インターチェンジ周辺及び都賀西方スマートインターチェンジ周辺の立地環境を生かした新たな産業基盤等の整備に努めるとともに、雇用創出効果の高い新規企業の誘致、既存企業の定着化等を図る。

オ 防災

(ア) 災害に強いまちづくり

a 取組の内容

「栃木市国土強靱化地域計画」の着実な実行を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、国・県と連携し、一級河川の整備等により圏域全体の治水対策を推進するとともに、市民の防災意識の向上を図る。

(b) 近隣地域においては、普通河川及び排水路等の整備を促進し、地域の水害対策の強化を図るとともに、市民の防災意識の向上を図る。

(2) 結びつきやネットワークの強化

ア 地域公共交通の整備

(ア) 地域公共交通の整備

a 取組の内容

通勤・通学及び高齢者等の日常生活の移動手段を確保し、地域の実情に即した持続可能な地域公共交通の実現を目指す。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、大型商業施設、病院等を運行経路に組み込むことにより利便性の向上を図る。また、圏域外からのアクセスポイントとなる栃木駅を運行経路に組み込むことにより圏域内外の交流を図る。

(b) 近隣地域においては、通勤・通学及び高齢者等の日常生活の移動手段として市民生活を支えるとともに、地域の実情や利用者のニーズに合った柔軟な運行に努める。

イ 道路等の交通インフラの整備

(ア) 幹線道路等の整備

a 取組の内容

主要幹線道路を補完しながら、地域の骨格を形成し、地域間のス

スムーズな移動を可能とする主要な市道、都市計画道路等の幹線道路網の整備を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、周辺市町や各地域間のスムーズなアクセスを確保するため、相互に結節する幹線道路の機能強化及び整備を促進するとともに、中心的市街地としての道路網を構築するため、環状道路等の整備を進める。

(b) 近隣地域においては、周辺市町や各地域間のスムーズなアクセスを確保するため、相互に結節する幹線道路の機能強化及び整備を促進する。

(イ) 生活道路の維持管理

a 取組の内容

住環境を維持するため、安全で快適な暮らしを支える生活道路の維持管理を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、生活に密接する生活道路の舗装や除草等の管理を適切に行い、誰もが安全に安心して利用できる道路を維持することにより、安全で快適な住環境づくりに努める。

(b) 近隣地域においては、生活に密接する生活道路の舗装や除草等の管理を適切に行い、地域住民が安全に安心して利用できる道路を維持することにより、安全で快適な住環境づくりに努める。

ウ 地域内外の住民との交流及び移住促進

(ア) 定住促進

a 取組の内容

(a) 喫緊の課題である人口減少問題に対応するため、第2期「栃木市デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標に基づく施策を着実に実施する。

(b) 東京圏に近い地理的優位性、鉄道や高速道路等の交通利便性、高等学校群を擁する教育環境、全国的に高評価を得ている子育てしやすい環境などの本市の“強み”を生かしたまちづくりを推進する。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、市街化区域への定住促進を図るため住宅新築等に対する支援等を行うほか、圏域内外に本市の魅力を情報発信する。

(b) 近隣地域においては、地域コミュニティの維持につながる定住支援のための効果的な事業を展開する。

(イ) 観光レクリエーションの振興

a 取組の内容

(a) 地域を支える活性化策の一つとして多様なニーズを充足する総合的な観光地づくりを推進する。

(b) 業種を越えた連携強化により観光地としての新たな付加価値の創造を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、蔵の街や太平山等の観光資源を活用し、魅力ある観光交流及びレクリエーション拠点を形成するとともに、観光ネットワークの形成や観光資源を生かした新たな企画の実施等により付加価値を高め、魅力向上を図る。

- (b) 近隣地域においては、太平山南山麓、渡良瀬遊水地、つがの里、金崎さくら堤、いわふねフルーツパーク等の観光資源を活用し、魅力ある観光交流及びレクリエーション拠点を形成するとともに、観光ネットワークの形成や観光資源を生かした新たな企画の実施等により付加価値を高め、魅力向上を図る。

(3) 資源制約に対応するための圏域マネジメント等

ア 中心市等における人材の育成

(ア) 地域自治を担う市民の育成

a 取組の内容

地域コミュニティを主体とした自主的な活動を促進し、地域の特性を生かした市民によるまちづくりを推進する。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、市民団体やコミュニティ組織を支援し、市民相互・団体相互に活動を支え合う社会の実現を目指す。

(b) 近隣地域においては、地域の特性や実情に応じ、市民や各種団体が主体的にまちづくり活動を行えるよう支援し、市民相互・団体相互に活動を支え合う社会の実現を目指す。

イ 圏域内の公共施設の集約化・共同利用等

(イ) 圏域内の公共施設の集約化

a 取組の内容

「公共施設適正配置計画」に基づき、公共施設の最適化の実現に向けた取組を推進し、量の縮小と質の維持・向上を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、施設の物理的状況や、利用状況・費用対

効果を判断材料とし、施設の立地環境等を考慮した適切な配置を進める。

- (b) 近隣地域においては、利用状況の妥当性や市民のニーズ等を判断材料とし、施設の適切な配置を進める。

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

栃木市長 大川 秀子

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 今泉泉川線跨線橋下部（A1）工事 |
| 2 契約金額 | 変更前 146,410,000円
変更後 165,484,000円 |
| 3 契約の相手方 | 栃木市西方町金崎225番地5
川上建設株式会社西方本社
代表取締役 川上 恵子 |

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次の路線を市道として認定したいので、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

栃木市長 大川 秀子

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
市道11422号線	沼和田町	沼和田町	
市道13500号線	大町	大町	
市道14377号線	吹上町	吹上町	
市道14378号線	吹上町	吹上町	
市道14379号線	吹上町	吹上町	
市道14380号線	平井町	平井町	
市道22313号線	大平町富田	大平町富田	
市道22314号線	大平町富田	大平町富田	
市道22315号線	大平町富田	大平町富田	
市道22316号線	大平町西野田	大平町西野田	
市道43414号線	都賀町合戦場	大宮町	

市道 6 1 2 8 0 号線	岩舟町静和	岩舟町静和	
-----------------	-------	-------	--

市道路線の廃止及び変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第2項の規定により、市道路線を次のとおり廃止及び変更をしたいので、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

栃木市長 大川 秀子

1 路線の廃止

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
市道14146号線	吹上町	野中町	
市道32130号線	藤岡町蛭沼	藤岡町蛭沼	

2 路線の変更

路線名	旧新別	起 点	終 点	重要な経過地
市道12189号線	旧	寄居町	今泉町1丁目	
	新	寄居町	大宮町	
市道14151号線	旧	吹上町	吹上町	
	新	吹上町	吹上町	
市道32128号線	旧	藤岡町蛭沼	藤岡町蛭沼	
	新	藤岡町蛭沼	藤岡町蛭沼	

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和8年2月20日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市富士見町6番地27

氏 名 上野 耕史

生年月日 昭和37年2月27日

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市公平委員会委員に選任することについて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和8年2月20日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市都賀町合戦場705番地

氏 名 佐山 隆

生年月日 昭和29年10月24日

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市公平委員会委員に選任することについて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和8年2月20日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市岩舟町静1963番地2

氏 名 高岩 初枝

生年月日 昭和28年2月4日

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市公平委員会委員に選任することについて、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 宇都宮市大通り 2 丁目 3 番 1 号

氏 名 増子 孝徳

生年月日 昭和 4 3 年 4 月 6 日

監査委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市監査委員に選任することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市藤岡町甲 278 番地 6

氏 名 福地 武司

生年月日 昭和 32 年 5 月 3 日

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和8年2月20日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市岩舟町静戸794番地3

氏 名 三柴 茂

生年月日 昭和29年2月13日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市小野口町 303 番地

氏 名 関口 茂一郎

生年月日 昭和 26 年 2 月 1 日

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

